

令和2年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援 仕様書

1 件名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

2 実施期間

令和2年12月1日（予定）～令和3年3月31日

3 事業の趣旨

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

令和元年6月に、就職氷河期世代の方々への支援として政府でとりまとめた「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」令和元年6月21日閣議決定）において、政府を挙げて3年間集中的に取り組むこととされ、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開し、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとしている。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下、「都道府県プラットフォーム」という。）を設置することとしている。

就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくためには、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進することが必要であるため、都道府県プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て、就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運醸成、支援策の周知等に取り組む。

4 「就職氷河期世代」について

いわゆる「就職氷河期世代」は、概ね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指し、2019（平成31）年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至っているが、本事業においては、概ね35歳以上55歳未満を指すこと。

5 事業の内容

次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙に示

す。なお、地域の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて、各事業の実施に当たっては、適切な感染防止対策を講ずること。

なお、類似事業を実施した実績がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法、結果について記載すること。

また、女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業）次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業）または若年者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。

- I 企業説明会や就職面接会の開催等、地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援
- II 能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー
- III 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報
- IV I～IIIの他、都道府県プラットフォームにおいて企画・立案した地域の実情に応じた事業

6 利用者アンケート調査の実施

当事業をより効果的かつ効率的なものとするため、委託者が別途定めるアンケート様式により、事業利用者に対するアンケート調査を必ず実施すること。アンケート結果は集計の上、委託事業実施結果報告書（委託契約書様式第12号）と共に委託者に提出すること。

7 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

【対象外経費の例】

- ・ 国及び地方公共団体から補助金、委託費、助成金、人件費等が支給されている経費や利用者から費用を徴収している経費
- ・ 事業の趣旨に鑑みて、必要性が認められない経費（例：収入印紙、労務経理管理に係る委託料、再委託先選定時の審査委員謝金など）
- ・ 企画書の内容を超える部分の事業経費（例：企画書作成に要した費用など）
- ・ 他事業経費との区別がつけられない経費（共同使用プリンターのトナー、他事業でも使用可能な名刺など）
- ・ 個人や企業の所有物となるものの購入費（市販のテキストや制服・作業服の支給など）
- ・ その他適切と認められない経費（懇親会費、講師の弁当代、職業紹介責任者講習会の受講料など。）

- (2) 都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、

不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

- (3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%又は、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

一般管理費率

$$= (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

- (6) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

8 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

9 再委託費

- (1) 本事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。
- (2) 本事業の総合的な企画及び判断、並びに事業遂行管理部分を再委託してはならない。
- (3) 本事業の一部を再委託する場合、委託者の定める様式を提出し、承認を受けなければならない。

また、再委託に係る経費について、個々の経費の積み上げによる実費を原則とし、再委託する具体的な経費の内訳がわかるように記載すること。なお、直接人件費や事業経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で計上することは認められないので留意すること。加えて、再委託に当たって、実施状況を問わず予め支払額を確定させた契約方式は認められないので留意すること。

- (4) 本事業の一部を再委託する場合、再委託可能な金額は、原則、契約額の1/2未満とする。
- (5) 本事業の一部を再委託する場合、その最終的な責任は受託者が負う。

10 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業実施によって得られる全てに係る著作権、その他の諸権利は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、契約の履行に当たり業務上知り得た情報について、他人に漏らしたり、

他に利用するための情報として提供してはならないこと。

- (3) 受託者は業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに委託者に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

なお、委託者から求められた場合には、本人の同意を得て、それらの者の個人情報を提供することができる。

- (4) その他、仕様書に記載のない事項については、受託者と委託者との間で別途協議するものであること。
- (5) 作業の進捗状況等を報告するため、委託者との会議を定期的に行うこと。
- (6) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 千葉労働局職業安定部職業安定課職業紹介係

電話番号 043-221-4081

(契約担当部局) 千葉労働局総務部総務課会計第2係

電話番号 043-221-4311

- (7) 事業実施の結果、成果物が生じる場合は、全数検査又はサンプル検査のいずれかを行うこと。

提案すべき事業内容について

項目	必要性 (必須/不要)	実施内容・実施趣旨
I 地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援	必須	<p>1 事業主向けセミナーの実施について 就職氷河期世代の積極的な採用・正社員化に関する気運醸成を目的として、就職氷河期世代の雇い入れを検討している企業等を対象とした事業主向けセミナーを対面またはWEB形式により2回程度(各回参加企業50社目安)実施すること。実施内容については以下のとおりとする。</p> <p>(1)実施方法等について コロナ感染症拡大防止対策を十分行った上での対面開催、またはWEB形式による開催とすること。また、参加希望者に事前申込みを求め、参加者を把握することとし、実施当日はWEB形式の場合、申込み者のみ視聴可能となるようIDやパスワードを付与する方法等で開催すること。</p> <p>(2)セミナー内容について 今後の企業経営の中で、就職氷河期世代を採用することのメリットを伝えることを目的とし、就職氷河期世代を対象とした人材確保・育成・職場定着・メンタルヘルス対策等の具体的な取組を学べる内容とする。併せて、テレワークや働き方改革等、企業が関心のある労働テーマを入れることにより、参加することによって企業の総合力が高まるような内容とし、集客効果を高めること。</p> <p>(3)周知広報について インターネットやSNSの活用、公共交通機関等、千葉県内の事業主の目に留まるように効果的な周知活動を展開すること。</p>
II 能力開発施設、支援機関、採用企業等へのメディアツアー	不要	
III 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報	不要	
IV I～IIIの他、都道府県プラットフォームにおいて企画・立案した地域の実情に応じた事業	不要	

その他、事業の実施に当たって求められる事項

事業を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じることとし、各事業内容についての具体的な防止策を提案書に記載すること。

- ※1 企画提案するに当たって、
「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
「不要」の事業は、提案内容に含めないこと
- ※2 これまで類似事業を実施した頃がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。
- ※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。